

個人情報保護事務について

1 個人情報の保護の必要性

- ◎ プライバシーに関する意識の高まり
- ◎ 誰もが安心してIT社会の便益を享受できるようにするための制度的基盤の必要性

→ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する制度の整備

保護と利用のバランス

2 個人情報の保護に関する法令等の体系

(1) 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）

- ・官民を通じた基本法
- ・民間事業者に対する個人情報の取扱いのルール

（義務の適用除外：報道機関、著述業者、学術研究機関・団体、宗教団体、政治団体）

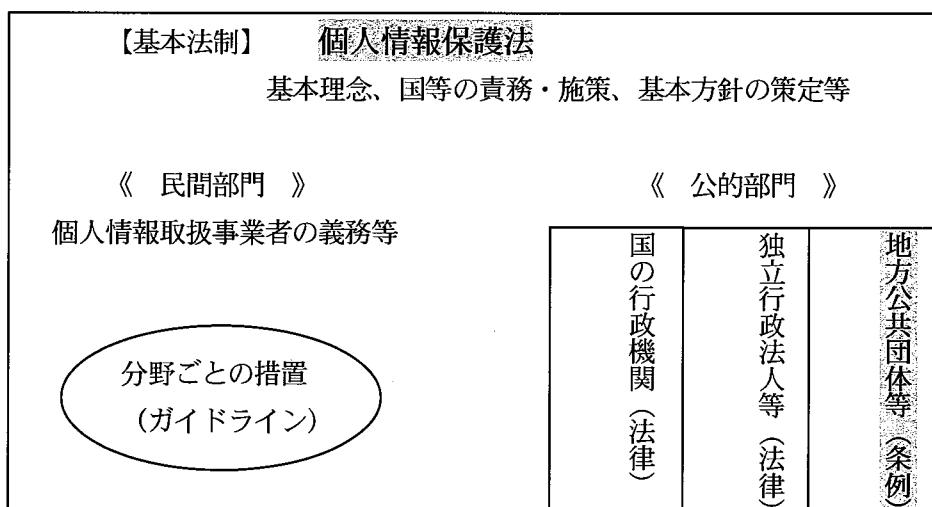
(2) 行政機関、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律

- ・国や独立行政法人が取り扱う個人情報の保護について規定

(3) 地方公共団体の個人情報保護条例

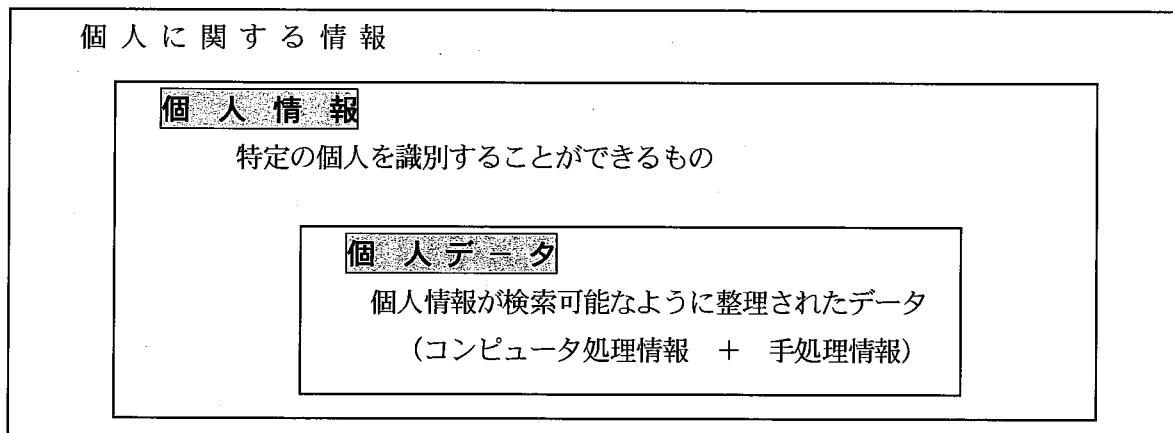
- ・各地方公共団体が取り扱う個人情報の保護について規定
- ・民間事業者の責務等についても規定している場合がある。（各自治体で異なる。）

(4) 個別制度の法令等（統計法、県統計調査条例等）



3 個人情報とは

- ・ 特定の個人を識別できる情報 ⇒ 名前、住所、電話番号、メールアドレス、画像、防犯カメラの映像、病歴 etc.
- ・ プライバシー情報とは別の概念 ⇒ 情報の性格や種類、優劣を問わない。



(個人情報保護法では、生存する個人の個人情報が保護の対象)

4 山形県個人情報保護条例の概要

◆ 個人情報の適正な取扱いの確保

① 個人情報取扱事務の登録及び閲覧（条例第4条）

個人情報を取り扱う事務について、事務の名称、目的、収集先等を記載した登録簿を作成し、閲覧に供する。 [H18.3.31 現在 登録事務数 1, 105件]

② 個人情報の収集の制限（条例第5条）

- ・ 事務の目的の範囲内で適法かつ公正な手段による収集
- ・ 本人収集の原則

[例外]

- ・ 本人の同意がある場合
- ・ 法令等又は国の機関の指示に基づく場合
- ・ 本人により公にされている場合
- ・ 個人の生命・身体又は財産等の保護のため、緊急かつやむを得ない場合
- ・ 本人から収集することができない場合
- ・ 他の実施機関から提供を受ける場合
- ・ 国や他の地方公共団体等から収集する場合で、事務の執行上やむを得ない場合 など

- ・ センシティブ情報（社会的差別の原因となるような情報）の収集制限

③ 個人情報の利用及び提供の制限（条例第6条）

- ・事務の目的以外の目的で利用・提供することを原則として禁止

[例外]

- ・本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合
- ・法令等又は国の機関の指示に基づく場合
- ・本人により公にされている場合
- ・個人の生命・身体又は財産等の保護のため、緊急かつやむを得ない場合
- ・学術研究又は統計作成のために利用・提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合
- ・国や地方公共団体等が利用する場合で、事務に必要な限度で利用し、利用することに相当の理由がある場合

など

④ 個人情報の適正管理（条例第8条）

- ・漏えいや滅失の防止など適正な管理のために必要な措置を講ずること

組織的対策・・・規程等の整備

人的対策・・・職員の意識啓発

物理的対策・・・施設又は設備の整備

技術的対策・・・個人データへのアクセス制限等

- ・事務の目的を達成するために必要な範囲内で、正確な情報に保つよう努めること

- ・保有の必要がなくなった場合 ⇒ 確実・速やかな廃棄

※ 事務の委託を受けた者、指定管理者及びその従事者も県と同等の義務を有する。

⑤ 職員の義務（条例第10条）

- ・職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人へ提供することの禁止、不当な目的への使用禁止

⑥ 事業者の責務（条例第35条）

- ・個人情報の適正な取扱いに努めること、県の施策への協力

⑦ 県の出資法人の責務（条例第36条）

◆ 県の保有する個人情報に対する本人の関与

① 自己の情報を確認したいとき → **開示請求** (条例第 11 条)

県が保有する自己の個人情報の開示の請求 (15 日以内に決定)

② 自己の情報に誤りがあるとき → **訂正請求** (条例第 17 条)

開示を受けた自己の情報が事実と異なるとき、その訂正の請求

(30 日以内に決定)

③ 自己の情報の取扱いが適正でないとき → **利用停止請求** (条例第 20 条)

開示を受けた自己の情報の取扱いが適正でないとき、その利用
の停止、消去、又は提供の停止の請求 (30 日以内に決定)

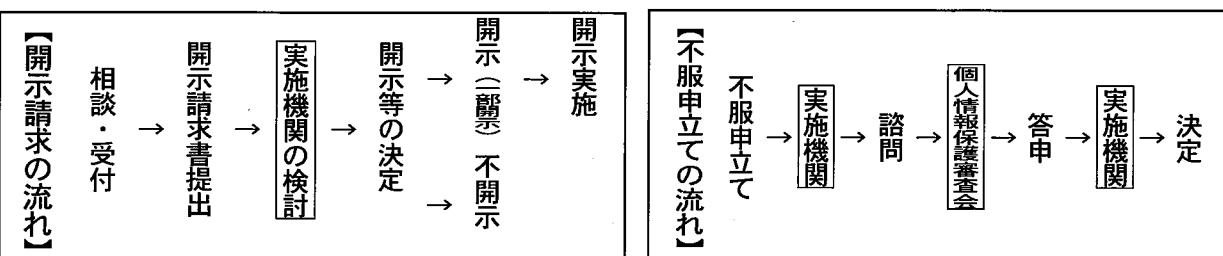
④ 決定に不服があるとき → **不服申立て** (条例第 22 条)

決定に対して不服があるとき、実施機関に対する不服申立て (決定から 60 日以内に申立て)

不開示情報 (第 12 条)

- ・法令秘情報
- ・開示請求者以外の個人情報
- ・法人等情報
- ・評価等情報
- ・公共安全維持情報
- ・意思形成過程情報
- ・行政執行情報
- ・国等関係情報

[裁量的開示
第 12 条の 2]



開示等請求 17 年度 4 件 18 年度 (12 月末現在) 11 件

簡易開示 (口頭による請求) 17 年度 36 試験 請求者 4,620 人 (請求対象者 18,269 人)

◆ 法定代理人からの開示請求等

個々の事例に応じて判断

○ 本人が請求できる場合 ⇒ 開示について本人の意思を確認 (条例第 6 条第 1 項第 1 号)

○ 本人・家族等の生命や身体、財産の保護のため必要 ⇒ 本人の同意がなくても開示は可

(条例第 6 条第 1 項第 1 号)

○ 本人の権利利益を侵害するおそれがある場合 ⇒ 不開示 (条例第 12 条第 1 項第 2 号)

◆ 個人情報の漏えい等に対する罰則

- ① 県の職員又は受託業務従事者が、正当な理由がないのに個人の秘密が記録されたデータベースを提供したとき ⇒ 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 (条例第 40 条)
- ② 県の職員又は受託業務従事者が、個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき ⇒ 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (条例第 41 条)
- ③ 県の職員がその職権を濫用して、職務以外の用に供する目的で個人の秘密を収集したとき ⇒ 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (条例第 42 条)
- ④ 偽りその他の不正の手段により、個人情報の開示を受けた者 ⇒ 5 万円以下の過料 (条例第 44 条)

5 個人情報保護法の概要

◆ 官民を通じた基本法（法第1章～第3章）

○ 官民を通じた基本理念

→ 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、
その適正な取扱いが図られなければならない。

○ 政府の基本方針の策定、国及び地方公共団体の責務等

◆ 個人情報取扱事業者（民間事業者）に対する個人情報の取扱いのルール（法第4章～第6章）

個人情報データベース等を事業の用に供している者

* 個人情報数が過去6か月以内の1日でも5,000件を超えている事業者は対象となる

◆ 個人情報の取扱い

① 利用目的の特定、利用目的の制限（法第15条、法第16条）

特定：個人情報を何に使うか個別具体的に特定

制限：本人の同意なしに目的以外に使ってはいけない

[例外]

- ・ 法令等に基づく場合（令状捜査を受ける場合、届出など）
- ・ 人の生命・身体又は財産の保護に必要な場合（急病など）
- ・ 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合（疫学調査など）
- ・ 国等への協力（税務調査への協力）

② 適正な取得（法第17条）

偽りその他不正な手段で個人情報を取得してはいけない。

③ 取得に際しての利用目的の通知等（法第18条）

本人への直接通知（公表で代替しうる）

④ データ内容の正確性の確保（法第19条）

⑤ 安全管理措置、従業者・委託先の監督（法第20～22条）

⑥ 第三者提供の制限（法第23条）

あらかじめ本人の同意を得るのが原則 [例外] …… ①の例外事項と同じ

⑦ 公表等、本人の開示・訂正・利用停止請求権（法第24～27条）

自分の情報をコントロールできるようにするための仕組み

⑧ 苦情の処理（法第31条）

⑨ 主務大臣（行政機関）による報告の徴収・助言・勧告・命令（法第32～34条）

⑩ 罰則（法第56～59条）

過剰反応への対応

- ・ 学校や地域社会での名簿の作成はできないのか？
- ・ 大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等に情報提供ができないのか？

《名簿の作成・配布ができる場合》

個人情報保護法	山形県個人情報保護条例
<ul style="list-style-type: none">・ あらかじめ本人の同意を得る ⇒ 同意を得た人のみを掲載した名簿の作成・配布・ 同意に代わる措置を取る (作成・配布、求めにより名簿から削除することについて、本人へ通知又は事務所等への掲示、ホームページへの掲載等) ⇒ 本人から求めがあった場合は、名簿から削除	<ul style="list-style-type: none">・ 目的を明確にし本人から収集、又はあらかじめ本人の同意を得る (記入要領等に利用目的、提供先等が記載されている場合など、本人の同意が明らかであると認められる場合も含む) ⇒ 本人から収集したもの又は同意を得た人のみを掲載した名簿の作成・配布

《本人の同意を得なくても個人情報を提供できる場合》

(医療機関に対する家族からの患者に関する情報提供依頼など、事故・事件等の緊急時の場合)

個人情報保護法	山形県個人情報保護条例
「人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合」に関する例外に該当	「個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に関する例外に該当

平成16年度個人情報開示請求の事案毎の内容及び決定状況

番号	請求日 (受付日) 決定日	公文書の件名又は内容	公文書の 件数 (枚数)	決定内容 (開示日)	担当課	備考 (不開示理由)
1	H16.3.23 H16.4.21	平成16年度公立高等学校入学者選抜に係る調査書	1 (1)	開示 H16.4.27	教育委員会	
2	H16.3.23 H16.4.26	診療記録その他診療等に関する記録	3 (62)	開示 H16.4.28	病院事業管理者	
3	H16.4.2 H16.4.26	平成16年度公立高等学校入学者選抜に係る学力検査の教科別得点	1 (1)	開示 郵送	教育委員会	
4	H16.6.9 H16.7.2	診療記録その他診療等に関する記録	2 (11)	開示 H16.7.5	病院事業管理者	
5	H16.8.26 H16.9.24	家屋評価明細	1	取下	村山総合支庁	
6	H16.10.28 H16.11.25	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条第1項に基づき診断した「移送に関する診察記録票」及び「事前調査及び移送記録票」	2 (2)	一部開示 郵送	村山総合支庁	本人以外の個人情報、評価等情報
7	H17.1.31 H17.2.9	自動車損害賠償責任保険資料報酬明細書(添付資料を含む。)	1 (3)	開示 H17.2.10	病院事業管理者	

平成17年度個人情報開示請求の事案毎の内容及び決定状況

番号	請求日 (受付日) 決定日	公文書の件名又は内容	公文書の 件数 (枚数)	決定内容 (開示日)	担当課	備考 (不開示理由)
1	H17.12.8 H17.12.15	平成17年度介護支援専門員実務研修受講試験解答	1 (1)	開示 H17.12.26 (介護保険推進室)	長寿社会課	
2	H18.1.27 H18.2.7	診療記録	1 (13)	開示 H18.2.9	病院事業管理者	
3	H18.2.23 H18.3.6	X線フィルム及び病理検査結果	1 (1)	開示 H18.3.9	病院事業管理者	
4	H17.12.9 H18.3.14	永住帰国資料	39 (112)	一部開示 郵送	健康福祉企画課	本人以外の個人情報

平成18年度個人情報開示請求の事案毎の内容及び決定状況

番号	請求日 (受付日) 決定日	公文書の件名又は内容	公文書の 件数 (枚数)	決定内容 (開示日)	担当課	備考 (不開示理由)
1	H18.3.23 H18.4.6	平成18年度公立高等学校入学者選抜に係る調査書	1 (1)	開示 H18.4.13	教育委員会	
2	H18.4.3 H18.4.14	診療記録	34 (48)	開示 郵送	病院事業管理者	
3	H18.1.10 H18.6.19	永住帰国資料	29 (210)	開示 郵送	健康福祉企画課	
4	H18.6.6 H18.6.20	診療記録	7 (8)	一部開示 H18.6.22	病院事業管理者	本人以外の個人情報
5	H18.6.12 H18.6.26	家屋調査票	1 (4)	開示 郵送	村山総合支庁	
6	H18.6.13 H18.7.14	苦情申出調査内容	1 (3)	開示 郵送	公安委員会	
7	H18.7.13 H18.7.25	診療記録	1 (12)	開示 郵送	病院事業管理者	
8	H18.9.13 H18.9.26	交通事故相談記録	1 (18)	開示 H18.10.2	庄内総合支庁	
9	H18.10.10 H18.10.23	診療記録	3 (252)	一部開示 郵送	病院事業管理者	
10	H18.11.29 H18.12.12	測量図、用地交渉記録	2 (12)	一部開示 H18.12.19	村山総合支庁	本人以外の個人情報 行政執行情報
11	H18.11.29 H18.12.12	測量図、用地交渉記録	2 (12)	一部開示 H18.12.19	村山総合支庁	本人以外の個人情報 行政執行情報
12	H19.1.11	相談記録			天童警察署	

山形県個人情報保護条例一部改正の概要

1 改正の趣旨

- ① 情報通信技術の進展と普及の状況を踏まえ、公文書の開示の実施方法について新たな方法を追加するとともに、コスト変動等を適切に勘案した手数料を設定する。
- ② 情報公開及び個人情報保護に関する附属機関として設置されている「情報公開審査会」と「個人情報保護審査会」を統合し、新たに「山形県情報公開・個人情報保護審査会設置条例」を設置する。

2 主な改正の内容

(1) 新たな開示の実施方法の追加

- ① 文書、図画、写真について、複写機によりカラーで複写したものを交付する方法
- ② 音声による情報が記録された電磁的記録媒体を録音テープに複写したものを交付する方法。
- ③ 動画又は音声による情報が記録された電磁的記録媒体をビデオテープに複写したものを交付する方法。
- ④ 動画又は音声以外による情報が記録された電磁的記録について、再生又は視聴による閲覧する方法。(ただし、実施機関が保有する機器等により再生等可能なものに限る。)
- ⑤ 動画又は音声以外による情報が記録された電磁的記録について、用紙にカラーで出力したものを交付する方法。
- ⑥ 動画又は音声以外による情報が記録された電磁的記録を、フロッピーディスク、光ディスク（CD-R）等に複写したものを交付する方法。

(2) 「山形県情報公開・個人情報保護審査会」の設置

公文書の開示に係る不服申立を審査する附属機関として「山形県情報公開審査会」、個人情報の開示に係る不服申立を審査する附属機関として「山形県個人情報保護審査会」が設置されているが、不服申立を審査する点では機能が同じであり、かつ、行政改革（簡素合理化）の観点から、2つの審査会を統合する。

3 施行時期

平成19年4月1日